

改定	現行
<b>公共建築工事標準単価積算基準</b>	
<b>第1編 総則</b>	
<p><b>1 基本的事項</b> この基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。</p> <p><b>2 単価及び価格の算定</b> 単価及び価格の算定については次による。</p> <p>(1) 材料価格等 材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。</p> <p>(2) 複合単価 複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。</p> <p>イ. 材料単価 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。</p> <p>ロ. 労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。</p> <p>ハ. 機械器具費 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。</p> <p>二. 仮設材費 仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。</p> <p>ホ. その他 「その他」は、下請経費、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。</p> <p>(3) 市場単価 市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の<u>取引についての調査結果に基づく、単位施工当たりの価格</u>であり、<u>材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経費を含む。）</u>によって構成される。 <u>物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。</u></p>	<p><b>1 基本的事項</b> この基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。</p> <p><b>2 単価及び価格の算定</b> 単価及び価格の算定については次による。</p> <p>(1) 材料価格等 材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。</p> <p>(2) 複合単価 複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。</p> <p>イ. 材料単価 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。</p> <p>ロ. 労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。</p> <p>ハ. 機械器具費 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。</p> <p>二. 仮設材費 仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。</p> <p>ホ. その他 「その他」は、下請経費、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。</p> <p>(3) 市場単価 市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の<u>契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格</u>であり、<u>物価資料に掲載された「建築工事市場単価」</u>による。なお、第2編～第4編に定める工種に適用する。 <u>また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。</u></p>

改定	現行
<p><b>(4) 単位施工単価</b></p> <p><u>単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりに必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。</u></p> <p><u>細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下「ベース単価」という。）は、（2）複合単価の算定方法により算定する。</u></p> <p><u>それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下「シフト単価」という。）は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基づき、次に示すとおり調整して算定する。</u></p> $\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$ <p><u>ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とする。シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができる。</u></p>	
<p><b>(5) 上記以外の単価及び価格</b></p> <p>上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。</p>	<p><b>(4) 上記以外の単価及び価格</b></p> <p>上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。</p>
<p><b>3 歩掛り</b></p> <p>「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛けは、第2編～第4編に定める歩掛けを標準とする（以下「標準歩掛け」という。）。なお、歩掛けにおける構成については次による。</p> <p><b>(1) 材料</b></p> <p>材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。</p> <p><b>(2) 労務</b></p> <p>労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。</p> <p><b>(3) 機械器具</b></p> <p>機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。</p> <p><b>(4) その他</b></p> <p>「その他」は、表3-1-1～3の工種ごとの率による。</p>	<p><b>3 歩掛け</b></p> <p>「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛けは、第2編～第4編に定める歩掛けを標準とする（以下「標準歩掛け」という。）。なお、歩掛けにおける構成については次による。</p> <p><b>(1) 材料</b></p> <p>材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。</p> <p><b>(2) 労務</b></p> <p>労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。</p> <p><b>(3) 機械器具</b></p> <p>機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。</p> <p><b>(4) その他</b></p> <p>「その他」は、表3-1-1～3の工種ごとの率による。</p>
<p><b>4 単価及び価格の適用</b></p> <p>単価及び価格の適用については、第2編～第5編によるほか次による。</p> <p><b>(1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。</b></p>	<p><b>4 単価及び価格の適用</b></p> <p>単価及び価格の適用については、第2編～第5編によるほか次による。</p> <p><b>(1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。</b></p>

改定	現行
<p>(2) 市場単価において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類似の市場単価を適切に補正してその単価を算出することができる。</p> <p>(3) 単位施工単価において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類似の単位施工単価を適切に補正してその単価を算出することができる。</p> <p>(4) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。</p> <p>(5) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(6) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(7) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含まない。</p> <p>(8) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する書式は、「公共建築工事見積標準書式」によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。</p>	<p>(2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。</p> <p>(3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含まない。</p> <p>(6) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する書式は、「公共建築工事見積標準書式」によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。</p>

5 表2 表3 (略)

## 第2編 建築工事

### 第1章 新営工事

#### 第4節 鉄筋

##### 1 一般事項

- (1) 表A 1-4-1 及び表A 1-4-2 の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表A 1-4-3 の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 表A 1-4-4 及び表A 1-4-5 の細目工種は、単位施工単価を適用する。
- (4) 本節に定める標準歩掛り、市場単価及び単位施工単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (5) 鉄筋を加工する際に発生する材料の残材に価値がある場合は、その価値を評価しスクラップ控除として直接工事費から控除する。
- (6) 鉄筋材料単価及び鉄筋屑等のスクラップ単価は、物価資料の掲載価格により、工事費積算時の価格とする。ただし、これによりがたい場合は製造業者の見積価格等を参考に定める。
- (7) 鉄筋材料を工場にて加工する場合は運搬費を計上し、運搬距離30km程度（片道）を標準とする。
- (8) 標準歩掛り及び市場単価には、鉄筋の材料費は含まない。
- (9) 鉄筋加工組立は、工場加工及び現場組立とする。
- (10) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

5 表2 表3 (略)

## 第2編 建築工事

### 第1章 新営工事

#### 第4節 鉄筋

##### 1 一般事項

- (1) 表A 1-4-1、表A 1-4-2 の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表A 1-4-3 の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛けり及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 鉄筋を加工する際に発生する材料の残材に価値がある場合は、その価値を評価しスクラップ控除として直接工事費から控除する。
- (5) 鉄筋材料単価及び鉄筋屑等のスクラップ単価は、物価資料の掲載価格により、工事費積算時の価格とする。ただし、これによりがたい場合は製造業者の見積価格等を参考に定める。
- (6) 鉄筋材料を工場にて加工する場合は運搬費を計上し、運搬距離30km程度（片道）を標準とする。
- (7) 標準歩掛けり及び市場単価には、鉄筋の材料費は含まない。
- (8) 鉄筋加工組立は、工場加工及び現場組立とする。
- (9) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

## 改定

## 現行

## 2 標準歩掛り

## (1) 適用条件及び留意事項

- イ. 建築構造物等の梁貫通孔補強の鉄筋工場加工及び組立に適用する。  
ロ. 梁貫通孔補強鉄筋の加工及び組立において細物とはD13以下、太物とはD16以上とする。

## (2) 細目工種

表A 1-4-1

梁貫通孔補強鉄筋工場加工 (1t当たり)					
名 称	摘 要	単位	太 物	細 物	備 考
鉄 筋 工		人	1.34	1.89	
普 通 作 業 員		人	0.2	0.25	
工 場 管 理 費		式	1	1	(労)×(30~50%)
そ の 他		式	1	1	

(注) 1.鉄筋の運搬費は市場単価による。

2.「その他」の率対象は、鉄筋工、普通作業員及び工場管理費とする。

表A 1-4-2

梁貫通孔補強鉄筋組立 (1t当たり)				
名 称	摘 要	単位	太 物	細 物
鉄 筋 工		人	3.0	3.8
普 通 作 業 員		人	0.3	0.4
結 束 線 #21		kg	2.0	5.0
そ の 他		式	1	1

(注) 1.鉄筋の運搬費は市場単価による。

2.「その他」の率対象は、鉄筋工、普通作業員及び工場管理費とする。

## 3 市場単価

## (1) 適用条件及び留意事項

- イ. 鉄筋運搬に適用する。

## 2 標準歩掛り

## (1) 適用条件及び留意事項

- イ. 建築構造物等の梁貫通孔補強の鉄筋工場加工及び組立に適用する。  
ロ. 梁貫通孔補強鉄筋の加工及び組立において細物とはD13以下、太物とはD16以上とする。

## (2) 細目工種

表A 1-4-1

梁貫通孔補強鉄筋工場加工 (1t当たり)					
名 称	摘 要	単位	太 物	細 物	備 考
鉄 筋 工		人	1.34	1.89	
普 通 作 業 員		人	0.2	0.25	
工 場 管 理 費		式	1	1	(労)×(30~60%)
そ の 他		式	1	1	

(注) 1.鉄筋の運搬費は市場単価による。

2.「その他」の率対象は、鉄筋工、普通作業員及び工場管理費とする。

表A 1-4-2

梁貫通孔補強鉄筋組立 (1t当たり)				
名 称	摘 要	単位	太 物	細 物
鉄 筋 工		人	3.0	3.8
普 通 作 業 員		人	0.3	0.4
結 束 線 #21		kg	2.0	5.0
そ の 他		式	1	1

(注) 1.鉄筋の運搬費は市場単価による。

2.「その他」の率対象は、鉄筋工、普通作業員及び結束線とする。

## 3 市場単価

## (1) 適用条件及び留意事項

## 3 市場単価

## (1) 適用条件及び留意事項

- イ. 建築構造物等の鉄筋加工組立、鉄筋運搬及びガス圧接に適用する。

- ロ. 対応する鉄筋径はD10以上D32以下とする。

- ハ. 鉄筋加工組立における太物及び細物鉄筋は、標準的な構成比とする。また、コンクリート打設時における合番を含む。

## 改定

## 現行

## (2) 細目工種

表A 1-4-3

細目	摘要	単位	備考
鉄筋運搬費	加工場～現場 30 km程度 4t 車	t	
鉄筋運搬費	加工場～現場 30 km程度 10t 車	t	

## (2) 細目工種

表A 1-4-3

細目	摘要	単位	備考
鉄筋加工組立	RCラーメン構造 階高3.5～4.0m程度 形状単純	t	
鉄筋加工組立	SRCラーメン構造 階高3.5～4.0m程度 形状単純	t	
鉄筋加工組立	RC壁式構造 階高2.8m程度 形状単純	t	
スパイラル筋取付		t	
鉄筋運搬費	加工場～現場 30 km程度 4t 車	t	
鉄筋運搬費	加工場～現場 30 km程度 10t 車	t	
ガス圧接	D 1 9-D 1 9	か所	
ガス圧接	D 2 2-D 2 2	か所	
ガス圧接	D 2 5-D 2 5	か所	
ガス圧接	D 2 9-D 2 9	か所	
ガス圧接	D 3 2-D 3 2	か所	
ガス圧接	D 1 9-D 2 2	か所	
ガス圧接	D 2 2-D 2 5	か所	
ガス圧接	D 2 5-D 2 9	か所	
ガス圧接	D 2 9-D 3 2	か所	

## 4 単位施工単価

## (1) 適用条件及び留意事項

- イ. 建築構造物等の鉄筋加工組立及びガス圧接に適用する。
- ロ. 対応する鉄筋径はD 1 0以上D 3 2以下とする。
- ハ. 鉄筋加工組立における太物及び細物鉄筋は、標準的な構成比とする。また、コンクリート打設時における合番を含む。

## (2) 細目工種

表A 1-4-4

種別	細目	摘要	単位	備考
ベース単価	鉄筋加工組立	RCラーメン構造 階高3.5～4.0m程度 形状単純	t	表A 1-4-6による
シフト単価	鉄筋加工組立	SRCラーメン構造 階高3.5～4.0m程度 形状単純	t	
シフト単価	鉄筋加工組立	RC壁式構造 階高2.8m程度 形状単純	t	
シフト単価	スパイラル筋取付		t	

改定

現行

表A 1-4-5

種別	細目	摘要	単位	備考
シフト単価	ガス圧接	D 19-D 19	か所	
シフト単価	ガス圧接	D 22-D 22	か所	
ベース単価	ガス圧接	D 25-D 25	か所	表A 1-4-7による
シフト単価	ガス圧接	D 29-D 29	か所	
シフト単価	ガス圧接	D 32-D 32	か所	
シフト単価	ガス圧接	D 19-D 22	か所	
シフト単価	ガス圧接	D 22-D 25	か所	
シフト単価	ガス圧接	D 25-D 29	か所	
シフト単価	ガス圧接	D 29-D 32	か所	

## (3) ベース単価の歩掛り

表A 1-4-6

鉄筋加工・組立 (RC ラーメン構造 階高 3.5~4.0m 程度 形状単純) (1t当たり)				
名称	摘要	単位	所要量	備考
鉄筋工		人	1.88 (0.5)	
普通作業員		人	0.38 (0.21)	
結束線	#21	kg	3.6	
工場管理費		式	1	(労)×(30~50%)
その他		式	1	

(注) 1. 鉄筋工及び普通作業員の歩掛りの括弧内は工場加工相当分を示す。

2. 「工場管理費」の率対象は、鉄筋工（工場加工相当分）及び普通作業員（工場加工相当分）とする。

3. 「その他」の率対象は、鉄筋工、普通作業員、結束線及び工場管理費とする。

表A 1-4-7

ガス圧接 (D 25-D 25) (1か所当たり)				
名称	摘要	単位	所要量	備考
溶接工		人	0.013	
普通作業員		人	0.004	
酸素		m <sup>3</sup>	0.04	
アセチレン		kg	0.06	
その他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、溶接工、普通作業員、酸素及びアセチレンとする。

改定	現行																																																
<b>第6節 型枠</b>	<b>第6節 型枠</b>																																																
<b>1 一般事項</b>	<b>1 一般事項</b>																																																
(1) 表A 1-6-1 及び表A 1-6-2 の細目工種は、標準歩掛りを適用する。 (2) 表A 1-6-3 の細目工種は、市場単価を適用する。 <u>(3) 表A 1-6-4 の細目工種は、単位施工単価を適用する。</u> <u>(4) 本節に定める標準歩掛り、市場単価及び単位施工単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。</u> <u>(5) 型枠材の運搬費は往復とし、運搬距離は30km程度（片道）を標準とする。</u> <u>(6) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編総則」に基づき適切に算定する。</u>	(1) 表A 1-6-1、表A 1-6-2 の細目工種は、標準歩掛りを適用する。 (2) 表A 1-6-3 の細目工種は、市場単価を適用する。 <u>(3) 本節に定める標準歩掛けり、市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。</u> <u>(4) 型枠材の運搬費は往復とし、運搬距離は30km程度（片道）を標準とする。</u> <u>(5) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編総則」に基づき適切に算定する。</u>																																																
<b>2 標準歩掛けり</b>	<b>2 標準歩掛けり</b>																																																
(1) 適用条件及び留意事項  建築構造物等のコンクリート打放し仕上げにおける打放し面補修及び型枠目地棒に適用する。	(1) 適用条件及び留意事項  建築構造物等のコンクリート打放し仕上げにおける打放し面補修及び型枠目地棒に適用する。																																																
(2) 細目工種	(2) 細目工種																																																
表A 1-6-1	表A 1-6-1																																																
<b>打放し面補修(1m<sup>2</sup>当たり)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">摘要</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>A種</th> <th>B種</th> <th>C種</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>コーン処理</th> <th>部分目違いばらい コーン処理共</th> <th>全面目違いばらい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左官</td> <td></td> <td>人式</td> <td>0.015</td> <td>0.025</td> <td>0.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>人式</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	摘要	単位	A種	B種	C種	備考	コーン処理	部分目違いばらい コーン処理共	全面目違いばらい	左官		人式	0.015	0.025	0.02		その他		人式	1	1	1		<b>打放し面補修(1m<sup>2</sup>当たり)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">摘要</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>A種</th> <th>B種</th> <th>C種</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>コーン処理</th> <th>部分目違いばらい コーン処理共</th> <th>全面目違いばらい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左官</td> <td></td> <td>人式</td> <td>0.015</td> <td>0.025</td> <td>0.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>人式</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	摘要	単位	A種	B種	C種	備考	コーン処理	部分目違いばらい コーン処理共	全面目違いばらい	左官		人式	0.015	0.025	0.02		その他		人式	1	1	1	
名称				摘要	単位	A種		B種	C種	備考																																							
	コーン処理	部分目違いばらい コーン処理共	全面目違いばらい																																														
左官		人式	0.015	0.025	0.02																																												
その他		人式	1	1	1																																												
名称	摘要	単位	A種	B種	C種	備考																																											
			コーン処理	部分目違いばらい コーン処理共	全面目違いばらい																																												
左官		人式	0.015	0.025	0.02																																												
その他		人式	1	1	1																																												
(注) 1. 「その他」の率対象は、左官とする。	(注) 1. 「その他」の率対象は、左官とする。																																																
表A 1-6-2	表A 1-6-2																																																
<b>型枠目地棒(1m当たり)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>摘要</th> <th>単位</th> <th>30×30 以下</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型枠目地棒</td> <td></td> <td>m</td> <td>1.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型わく工</td> <td></td> <td>人式</td> <td>0.007</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>人式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	摘要	単位	30×30 以下	備考	型枠目地棒		m	1.05		型わく工		人式	0.007		その他		人式	1		<b>型枠目地棒(1m当たり)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>摘要</th> <th>単位</th> <th>30×30 以下</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型枠目地棒</td> <td></td> <td>m</td> <td>1.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型わく工</td> <td></td> <td>人式</td> <td>0.007</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>人式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	摘要	単位	30×30 以下	備考	型枠目地棒		m	1.05		型わく工		人式	0.007		その他		人式	1									
名称	摘要	単位	30×30 以下	備考																																													
型枠目地棒		m	1.05																																														
型わく工		人式	0.007																																														
その他		人式	1																																														
名称	摘要	単位	30×30 以下	備考																																													
型枠目地棒		m	1.05																																														
型わく工		人式	0.007																																														
その他		人式	1																																														
(注) 1. 「その他」の率対象は、型枠目地棒及び型わく工とする。	(注) 1. 「その他」の率対象は、型枠目地材及び型わく工とする。																																																

改定	現行																																																												
<p><b>3 市場単価</b></p> <p>(1) 適用条件及び留意事項</p> <p>イ. <u>型枠運搬に適用する。</u></p>	<p><b>3 市場単価</b></p> <p>(1) 適用条件及び留意事項</p> <p>イ. <u>建築構造物等の合板型枠に適用する。</u></p> <p>ロ. <u>建物形状は単純なものとする。</u></p> <p>ハ. <u>コンクリート打設時の合番を含む。</u></p> <p>二. <u>サポート等補助材（構成材）を含む。</u></p> <p>ホ. <u>目地棒（化粧目地、打継目地、誘発目地）及び大面木は含まない。</u></p>																																																												
<p>(2) 細目工種</p> <p>表A 1 - 6 - 3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;"><u>細目</u></th> <th style="text-align: left; padding: 2px;"><u>摘要</u></th> <th style="text-align: left; padding: 2px;"><u>単位</u></th> <th style="text-align: left; padding: 2px;"><u>備考</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">型枠運搬費</td> <td style="padding: 2px;">型枠運搬費 4t 車基準距離 30km 以内</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">型枠運搬費</td> <td style="padding: 2px;">型枠運搬費 10t 車基準距離 30km 以内</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	<u>細目</u>	<u>摘要</u>	<u>単位</u>	<u>備考</u>	型枠運搬費	型枠運搬費 4t 車基準距離 30km 以内	<u>m<sup>2</sup></u>		型枠運搬費	型枠運搬費 10t 車基準距離 30km 以内	<u>m<sup>2</sup></u>		<p>(2) 細目工種</p> <p>表A 1 - 6 - 3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;"><u>細目</u></th> <th style="text-align: left; padding: 2px;"><u>摘要</u></th> <th style="text-align: left; padding: 2px;"><u>単位</u></th> <th style="text-align: left; padding: 2px;"><u>備考</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">普通合板型枠</td> <td style="padding: 2px;">基礎部</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">普通合板型枠</td> <td style="padding: 2px;">地下軸部 階高 5.0m程度</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">普通合板型枠</td> <td style="padding: 2px;">ラーメン構造 地上軸部 階高 2.8m程度</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">普通合板型枠</td> <td style="padding: 2px;">ラーメン構造 地上軸部 階高 3.5～4.0m程度</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">打放し合板型枠</td> <td style="padding: 2px;">ラーメン構造 地上軸部 B種 階高 3.5～4.0m程度</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">打放し合板型枠</td> <td style="padding: 2px;">ラーメン構造 地上軸部 C種 階高 3.5～4.0m程度</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">普通合板型枠</td> <td style="padding: 2px;">壁式構造 地上軸部 階高 2.8m程度</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">打放し合板型枠</td> <td style="padding: 2px;">壁式構造 地上軸部 B種 階高 2.8m程度</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">打放し合板型枠</td> <td style="padding: 2px;">壁式構造 地上軸部 C種 階高 2.8m程度</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">型枠運搬費</td> <td style="padding: 2px;">型枠運搬費 4t 車基準距離 30km 以内</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">型枠運搬費</td> <td style="padding: 2px;">型枠運搬費 10t 車基準距離 30km 以内</td> <td style="padding: 2px;"><u>m<sup>2</sup></u></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	<u>細目</u>	<u>摘要</u>	<u>単位</u>	<u>備考</u>	普通合板型枠	基礎部	<u>m<sup>2</sup></u>		普通合板型枠	地下軸部 階高 5.0m程度	<u>m<sup>2</sup></u>		普通合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 階高 2.8m程度	<u>m<sup>2</sup></u>		普通合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 階高 3.5～4.0m程度	<u>m<sup>2</sup></u>		打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 B種 階高 3.5～4.0m程度	<u>m<sup>2</sup></u>		打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 C種 階高 3.5～4.0m程度	<u>m<sup>2</sup></u>		普通合板型枠	壁式構造 地上軸部 階高 2.8m程度	<u>m<sup>2</sup></u>		打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部 B種 階高 2.8m程度	<u>m<sup>2</sup></u>		打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部 C種 階高 2.8m程度	<u>m<sup>2</sup></u>		型枠運搬費	型枠運搬費 4t 車基準距離 30km 以内	<u>m<sup>2</sup></u>		型枠運搬費	型枠運搬費 10t 車基準距離 30km 以内	<u>m<sup>2</sup></u>	
<u>細目</u>	<u>摘要</u>	<u>単位</u>	<u>備考</u>																																																										
型枠運搬費	型枠運搬費 4t 車基準距離 30km 以内	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
型枠運搬費	型枠運搬費 10t 車基準距離 30km 以内	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
<u>細目</u>	<u>摘要</u>	<u>単位</u>	<u>備考</u>																																																										
普通合板型枠	基礎部	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
普通合板型枠	地下軸部 階高 5.0m程度	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
普通合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 階高 2.8m程度	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
普通合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 階高 3.5～4.0m程度	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 B種 階高 3.5～4.0m程度	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 C種 階高 3.5～4.0m程度	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
普通合板型枠	壁式構造 地上軸部 階高 2.8m程度	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部 B種 階高 2.8m程度	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部 C種 階高 2.8m程度	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
型枠運搬費	型枠運搬費 4t 車基準距離 30km 以内	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
型枠運搬費	型枠運搬費 10t 車基準距離 30km 以内	<u>m<sup>2</sup></u>																																																											
<p><b>4 単位施工単価</b></p> <p>(1) 適用条件及び留意事項</p> <p>イ. <u>建築構造物等の合板型枠の加工及び組立に適用する。</u></p> <p>ロ. <u>建物形状は単純なものとする。</u></p> <p>ハ. <u>コンクリート打設時の合番及び型枠の取外しを含む。</u></p> <p>二. <u>サポート等補助材（構成材）を含む。</u></p> <p>ホ. <u>人通孔、耐震スリット、目地棒（化粧目地、打継目地、誘発目地）及び大面木は含まない。</u></p>																																																													

改定					現行																																																	
(2) 細目工種 表A 1-6-4																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>細目</th><th>摘要</th><th>単位</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シフト単価</td><td>普通合板型枠</td><td>基礎部</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>シフト単価</td><td>普通合板型枠</td><td>地下軸部 階高 5.0m程度</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>シフト単価</td><td>普通合板型枠</td><td>ラーメン構造 地上軸部 階高 2.8m程度</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>ベース単価</td><td>普通合板型枠</td><td>ラーメン構造 地上軸部 階高 3.5~4.0m程度</td><td>m<sup>2</sup></td><td>表A 1-6-5による</td></tr> <tr> <td>シフト単価</td><td>打放し合板型枠</td><td>ラーメン構造 地上軸部B種 階高 3.5~4.0m程度</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>シフト単価</td><td>打放し合板型枠</td><td>ラーメン構造 地上軸部C種 階高 3.5~4.0m程度</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>シフト単価</td><td>普通合板型枠</td><td>壁式構造 地上軸部 階高 2.8m程度</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>シフト単価</td><td>打放し合板型枠</td><td>壁式構造 地上軸部B種 階高 2.8m程度</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>シフト単価</td><td>打放し合板型枠</td><td>壁式構造 地上軸部C種 階高 2.8m程度</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td></tr> </tbody> </table>					種別	細目	摘要	単位	備考	シフト単価	普通合板型枠	基礎部	m <sup>2</sup>		シフト単価	普通合板型枠	地下軸部 階高 5.0m程度	m <sup>2</sup>		シフト単価	普通合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 階高 2.8m程度	m <sup>2</sup>		ベース単価	普通合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 階高 3.5~4.0m程度	m <sup>2</sup>	表A 1-6-5による	シフト単価	打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部B種 階高 3.5~4.0m程度	m <sup>2</sup>		シフト単価	打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部C種 階高 3.5~4.0m程度	m <sup>2</sup>		シフト単価	普通合板型枠	壁式構造 地上軸部 階高 2.8m程度	m <sup>2</sup>		シフト単価	打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部B種 階高 2.8m程度	m <sup>2</sup>		シフト単価	打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部C種 階高 2.8m程度	m <sup>2</sup>	
種別	細目	摘要	単位	備考																																																		
シフト単価	普通合板型枠	基礎部	m <sup>2</sup>																																																			
シフト単価	普通合板型枠	地下軸部 階高 5.0m程度	m <sup>2</sup>																																																			
シフト単価	普通合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 階高 2.8m程度	m <sup>2</sup>																																																			
ベース単価	普通合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 階高 3.5~4.0m程度	m <sup>2</sup>	表A 1-6-5による																																																		
シフト単価	打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部B種 階高 3.5~4.0m程度	m <sup>2</sup>																																																			
シフト単価	打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部C種 階高 3.5~4.0m程度	m <sup>2</sup>																																																			
シフト単価	普通合板型枠	壁式構造 地上軸部 階高 2.8m程度	m <sup>2</sup>																																																			
シフト単価	打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部B種 階高 2.8m程度	m <sup>2</sup>																																																			
シフト単価	打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部C種 階高 2.8m程度	m <sup>2</sup>																																																			

(3) ベース単価の歩掛り

表A 1-6-5

普通合板型枠 (ラーメン構造 地上軸部 階高 3.5~4.0m程度) (1 m<sup>2</sup>当たり)

名称	摘要	単位	所要量	備考
合板 (表面加工品) 型わく工 普通作業員 補助材 (構成材) その他	型枠用 900×1,800×12t	m <sup>2</sup> 人 人 式 式	1.08 0.15 0.02 1 1	25%     (労+材) ×20%

(注) 1. 備考欄の数値は、1現場当たり損料率を示す。

2. コンクリート打設時の型枠点検及び保守を含む。

3. 補助材には、せき板、緊張材、支保材 (補助サポート含)、はく離剤、簡易な目地棒 (水切り目地等)・面木 (打放し) を含む

(目地棒 (化粧目地、打継目地、誘発目地)、大面木は含まない)。

4. 「その他」の率対象は、合板、型わく工、普通作業員及び補助材 (構成材) とする。

5. 歩掛には工場加工及び現場加工並びに現場施工を含んでいる。